

令和3年度 特定処遇改善加算手当について

人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、職員の更なる処遇改善を図る

内 容

1. 加算時期 令和3年4月より **増額して継続支給(2,000円分増額)**
2. 対象事業 障害福祉サービス事業所(移行・自立・B型)、共同生活援助(かすが・こぶし)、地域活動支援センター(おくえつ)、相談支援(特別処遇改善加算からは除外)
3. 処遇改善加算額 給付費に対して1.8%~3.9% 総額2,000,000円程度
4. 分配方法 経験者に多く分配 ①:②:③ = >2:2:1
 - ① 経験・技能のある障害福祉人材(社会福祉士、精神保健福祉士、サービス管理責任者等10年以上の経験者)
 - ② 他の障害福祉人材(就労支援員、職業指導員、生活支援員、世話人等)
 - ③ 障害福祉人材以外の職員(管理者、事務職員等)
5. 支払方法 1ヶ月の手当で支払う13,000~7,400円程度とし、全職員2,000円の増額、その差額は法人から補填、①・②・③の職員間の差額を増やさない方法を取る。当法人はパターン3を選択
6. 本年度支給額
処遇改善手当 ① 13,000円 ② 7,400円 ③ 3,600円
調整手当 3,800円 7,400円
特別処遇改善加算額を下回らないように年度末に調整する。

配分方法イメージ

